

5章 実現に向けて

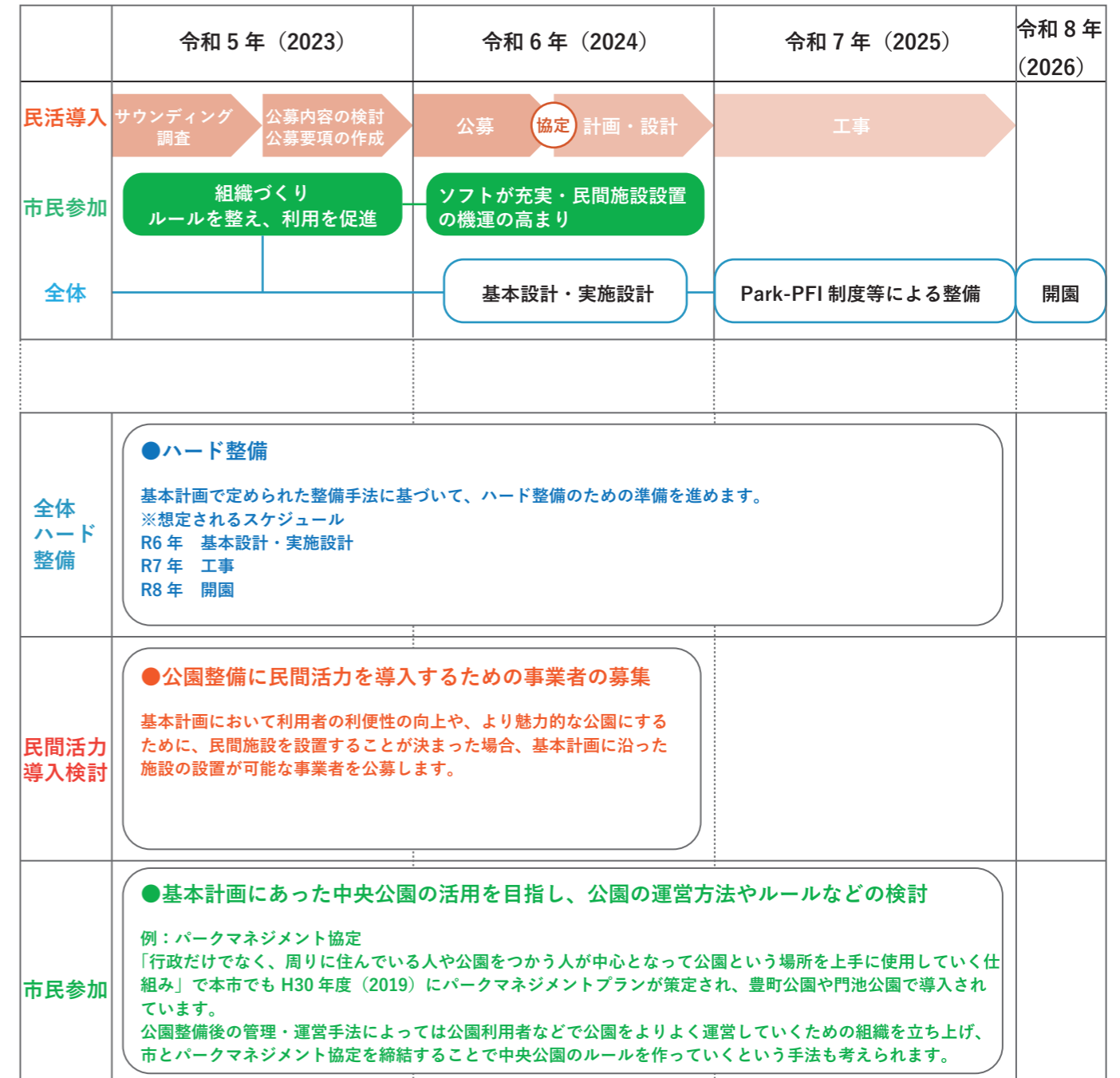
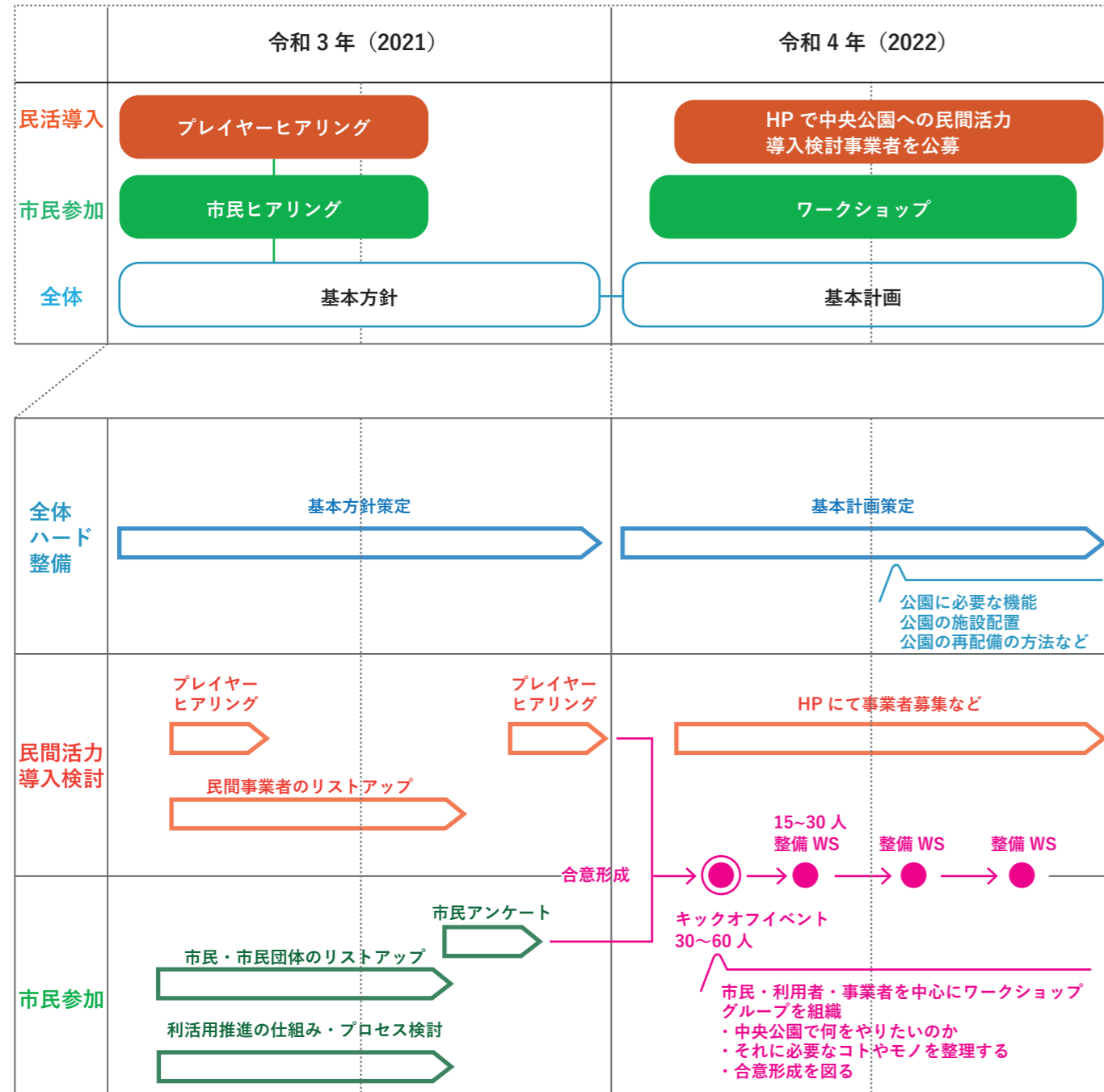
5-1 事業全体の進め方

市民や民間事業者と丁寧に議論をしながら進めます

2章で公園の整備方法の事例を挙げていますが、公園整備から、その後の管理・運営までを一体となって民間事業者が携わる Park-PFI 制度や、基礎的な改修をまずは行き、その後の活用状況に応じて、さらなる整備を行うハーフメイド方式など、整備方法によって、スケジュールも変化していきます。

具体的にどのような整備手法になるかは、今後の検討次第ですが、令和4年に中央公園再整備のための「基本計画」を策定し、令和8年頃に公園の供用開始を目指し、事業を進めていく予定です。

●大まかな流れ



※令和5年度以降のスケジュールは現時点の想定であり、変更の可能性があります。